

事業別担当一覧

項目	事業の概要	担当
区域区分の見直し検討	コンパクトなまちづくりの推進と安全安心のまちづくりの観点から、市街化区域の斜面地住宅地や、住宅地となりうる市街化調整区域において、適切な土地利用の誘導ができるよう、市街化区域と市街化調整区域との区分の見直しを検討。	都市計画課 担当：池田 582-2451
八幡東区のまちづくり (中央町のまちづくり)	平成 29 年度に地域が主体となって、「八幡東まちづくりプラン」を策定し、平成 30 年度から検討委員会において「中央町まちづくりプラン」の検討に着手した。 このプランの実現に向け、技術的支援等を行っていく。	都市計画課 担当：池田 582-2451
小倉都心小売商業振興 特別用途地区 建築条例の一部改正 (情報提供)	小倉都心の特別用途地区において、社交飲食店（通称キャバクラ）が立地したが、今後更なる出店は、ここでの立地は望ましくないということで、地元の商店街や自治区会、警察関係者等々と連携し、条例の改正を図った。 (建築できない施設は、警察に運用基準があり、主に接待の状況で判断。)	都市計画課 担当：池田 582-2451
街なか活力向上事業	街なかに発生している空き地の利用促進を図るため、モデル地区において地権者の意向調査や、利用希望者との調整などの取り組みを実施する。 (モデル地区の対象や都市機能誘導区域内)	都市計画課 担当：内藤 582-2451
空き家等活用推進事業	空き家の面的対策に向けて、街なか・郊外の旧新興住宅地（オールドニュータウン）において、モデル地区を設定して、事業の実現可能性等の対策を検討する。 【街なか】 4～6 戸の老朽空き家をまとめてミニ開発を誘導する手法の検討 【オールドニュータウン】 リノベーションなどにより、子育て世代の誘導策や、店舗など用途を変更して活用する手法を検討	空き家活用 推進室 担当：長門 582-2777
空き家の専門相談	空き家に関する相談のうち、相続や登記のほか、売買、賃貸などの専門的な相談に対し、市と連携して回答する。 (H31.2.20 協定締結)	空き家活用 推進室 担当：岡松 582-2777
北九州市居住支援協議会	・セーフティネット住宅の登録促進について、会員への周知を依頼する。 ・高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度における協力店の新規募集及び協力店に対するアンケートについて、協力を依頼する。	住宅計画課 担当：上田 582-2592

市の大規模未利用地の売却促進	市の大規模未利用地売却に際し、民間のノウハウを活用することで、売却の促進を図る。 具体的には、未利用地売却の媒介業務（成功報酬制）及び売却に至らなかった物件の売却阻害要因検証などを行う委託業務を発注する。	都市マネジメント政策課 担当：友松 582-2076
----------------	---	----------------------------------